

令和7年度 検定期間満了量水器売却仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、岩見沢市（以下「甲」という。）と物件買受人（以下「乙」という。）の物件売却に適用する

2 内容及び売却条件

- 1) 売却物件の現況については、別途写真を参考にすること。
- 2) 乙は、甲の指定する日までに買受代金を支払うこと。
- 3) 売却物件の引き取りにかかる費用は、全て乙の負担とすること。
- 4) 実測数が前後することがあっても、参加誓約書に基づき異議の申し立てはしないこと。
- 5) 引き取り日程を岩見沢市水道部業務課給管理係と打ち合わせ、引き取り日程表（別紙1）を速やかに甲に提出すること。
- 6) 乙は、引き取り責任者を定め、直ちに引き取り責任者選任届（別紙2）を甲に提出すること。
- 7) 乙は、引き取り作業終了後に受領書（別紙3）を甲に提出すること。ただし、引き取り作業に2日以上を要する場合は1日ごとに提出すること。
- 8) 引き取り責任者は、甲の承諾を受けた引き取り責任者選任届を常時携帯し、物件の引き取りに際して必ず立会い、また甲の立会いも受けること。
- 9) 乙は、引き取り日程又は引き取り責任者を変更する場合は、甲に事前に届けること。
- 10) 収容袋については、新しいものを速やかに甲に納品すること。
- 11) 引き取りに当たって、甲の施設等に損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償すること。

3 売却物件

品 目	大 き さ	数 量	摘 要
検定期間 満了量水器	φ 1 3 mm	4, 8 4 8 個	
	φ 2 0 mm	3 3 8 個	
	φ 2 5 mm	4 8 個	
	φ 4 0 mm	3 9 個	
	φ 5 0 mm	2 1 個	
	φ 7 5 mm	5 個	
	φ 1 5 0 mm	2 個	
	合 計	5, 3 0 1 個	

4 その他

- 1) 事前調査については、現地説明会及び閲覧資料のみとすること。
- 2) 引き取りに当たって、誘導員等を配置し安全対策を行うこと。
- 3) 乙は、売却物件を産業廃棄物として処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、適正に処理すること。
- 4) 乙が売却物件の引き取り時及びその再生利用過程で、甲及び第三者に対し損害を与えあるいは与えたことが明らかな場合は、一切の費用は乙の負担とすること。

5 疑義解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲・乙が協議してその都度定めること。